

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による申出に係る閲覧状況の公表

問合せ総合窓口係

【平成18年度分(法施行日平成18年11月1日以降閲覧したもの)】

Table with 4 columns: 閲覧申出者, 利用目的の概要, 閲覧日, 閲覧範囲. Lists various survey requests and their details.

6月1日は「人権擁護委員の日」

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、「人権擁護委員制度」が誕生しました。

の内外を問わず、人々がお互いの人権を守り、明るい社会を作りましょう。

市内には、法務大臣から委嘱を受けた3人の人権擁護委員が相談を受けています。

石川好男氏

中西弘氏

井上悦子氏

相談は無料で、秘密は守られます。不当な迫害、いじめ・名誉きそん・差別など人権でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は、自宅で受け付け

春の行政相談強調週間

5月21日～27日

毎日の暮らしの中で、国や東京都などの仕事への苦情や意見・要望はありませぬか。そのようなときは、行政と住民のパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じています。

お気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時 毎月第1水曜日、午後1時30分～4時30分
場所 市役所1階相談室
行政相談委員 森田進氏・中根三規夫氏

なお、相談は次のところでも受け付けています。
総務省東京行政評価事務所
「行政苦情110番」
0570-090110

問合せ秘書広報課広報広聴係
「6月1日は商業統計調査」

6月1日現在で、平成19年商業統計調査が全国一斉に実施されます。調査の対象となるのは、卸売・小売業を営むすべての事業所(商店)です。この調査は、わが国にお

4月の横田基地飛行回数

問合せ環境課環境係

Table with 5 columns: 測定場所, 熊川1571番地誘導灯付近, 福生市役所屋上, 飛行回数, 前年同月比. Shows flight statistics for April.

問合せ総務課法制総務係
5月下旬から調査員が調査票の記入をお願いに、各事業所(商店)を訪問しますので、ご協力ください。記入後は、調査員が回収に伺います。

今月は「納税推進」強化月間です

市では、5月を「納税推進強化月間」と定め、夜間及び休日の戸別訪問を実施します。平成18年度の「市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料」を納めていない方は、必ず納めるよう、お願いします。納付がない場合には、法の定めにより差し押さえなどの滞納処分を行います。

期)、軽自動車税(全期)の納期です。
▼口座振替を
利用されている方へ
指定の口座から5月31日(木)に自動的に振り替えま

年齢者、障害者等が居住するもの(賃貸住宅を除く)で、平成19年4月1日からの平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事(補助金などを除く自己負担が30万円以上)のものが完了したものは、工事内容等を確認できる書類を添付して、改修後3か月以内に申告していただく必要があります。詳しくは、課税課資産税係へお問い合わせください。

税金が減額されます

市町村に申告すると、当該住宅に係る税額(1戸当たり100㎡相当分まで)が、改修工事が完了した年度の翌年度分に限り、3分の1減額されます。対象平成19年1月1日に存在していた住宅のうち高

定資産税都市計画税(第1)
▼納期内納税にご協力を
今月は、平成19年度の固定資産税都市計画税(第1)

問合せ課税課資産税係

6月の無料相談

問合せ秘書広報課広報広聴係

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Lists various free consultation services for June.

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

《聴覚障害者の方へ》広報や市の業務などの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ秘書広報課広報広聴係

